

「長期増分費用モデル研究会」報告書案に関する意見

1999年8月18日

林 紘一郎

(慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)

膨大で根気の要る作業を経て、ここに成案を得られたメンバー各位に敬意を表します。私にとって本案は、電気通信の研究者としての一般的関心を超えた意味があります。なぜなら、私は現在電気事業審議会において、部分自由化後の「託送料金」について検討を進める委員の一人であり、電気通信のケースは常に先例としての意味を持つからです。このような視点から、数点疑問を呈します。

1. モデルにおいて、通行権 (right of way) の取得あるいは更改に要するコストと、土木工事のコストは、どのように算定しているのでしょうか？ 比較のためリースするケースを考えると、建設省の「情報ボックス」は年間1メートル当たり10円、地方自治体の下水道施設は、同じく1000円以上と幅がありすぎます。また両者とも公共事業ですので、税金や配当、公正報酬は参入されておらず、減価償却費も全額割り掛けられていないように思われます。土木施設の全体の中での比重は高く、また折衝に要する機会費用も無視できないと思われ、ひょっとするとフォワード・ルッキング・コストの方がヒストリカル・コストより高いのではないかという懸念を持っていますので、このようなマクロ・チェックが必要ではないでしょうか。

2. モデルにおいて、人のコストは2種に分かれ、伝送路は距離に比例し、交換機は創設費に比例するという前提のようです。しかし、最近NTT西日本のある現場を見せていただいたところ、昔ならいざ知らず、現状の保守要員は既にかなり削減済みで、物のコストダウンには連動できないレベルに来ています。後者についても、設備容量をコスト・ドライバーにする方が、適切ではないかと思われます。

3. モデルにおいて、個々のパーツが夫々効率的・経済的であることは、十分証明されていると思われます。しかし、これらのパーツをすべて繋いだときに、ネットワークとして最も効率的であるとの証明は、未だなされていないように思われます。たとえば、Dark Fiber としての効率性と、光を入れて Lit Fiber にした時の効率性は別物です。そし

て世間で良く起きることは、部分最適解の集計が、必ずしも全体最適解とは限らない、ということです。研究会におかれては、この全体最適解の証明を進める必要があると思われる。

4. モデルは技術的・経済学的検討の結果であり、法学や政策的配慮などの検討は今後の課題であると理解しています。ところが、一般の理解を得るため単なるケース・スタディとして例示したつもりでしようが、モデルによる接続料と現状との比較表などが一人歩きしていることは、誤解を招きやすいと懸念します。たとえば既存事業者が既に設置した設備費用が、接続料で回収できない部分は、経済学では Stranded Cost というだけで済むかも知れませんが、法学的には「権利」の問題と関係を持ちます。

5. また、仮に本モデルで算出されたコストのまま接続料が決定され、新規参入者は回線を賃貸する方が自ら設置するよりも安かったとすると、第1種事業者のほとんどが実質的には第2種事業者となります。この場合、1985年の電気通信事業法が想定した競争構造とは異なる結果となるので、政策論的観点からの議論を戦わせる必要があります。研究会としては、これらの諸点は既に自覚されているでしようが、今後の検討課題を明確にされ、本モデルの意義と限界を再定義されることを期待します。

6. (最後は自問自答だと思って、お読みください)。電気事業審議会における「フォワード・ルッキング・コスト」は、同じ名前を使いながら、過去の費用実績以外に勘案する要素としては、「将来の経営効率化の見込み」「将来の技術革新の見込み」「将来の需要見込み」「将来のインフレ率等のマクロ経済指標の見込み」を挙げるに過ぎません。これに対して貴研究会の案は、今後の技術革新の要素を大胆に織り込むもので、画期的と言えましよう。両産業の性格の違いを反映したものと言えればそれまでですが、電気事業者の子会社が通信事業に参入している場合には、親会社に対する規制と子会社に対するものが「非対称規制」になります。また通信事業者が子会社により、電気事業に参入した場合も、方向こそ違え「非対称規制」になります。そろそろ産業横断的な分析が、必要かと思われま

(以上)